



金 沢 市 公 報

号外第4号の12

令和5年(2023年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

● 条 例

○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(税 務 課) 1

条 例

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第28号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第9条の2第3項中「附則第15条第26項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第3号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同条第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第8項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第9条の3第10項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第19条中「第10項、第14項、第16項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第34項まで若しくは第36項」を「第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで若しくは第35項」に改める。

附則第19条の3の8第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車 が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ(ア) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、

同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ(ア) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第19条の3の9第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第20条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

2 改正後の附則第19条の3の8及び第19条の3の9の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。